

高体連マーク等の使用手続分類表

1 使用許可が必要なマーク等

(1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

(2) 大会名称

ア 「令和９年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和９年度全国高校総体」及び「令和９年度インターハイ」等のアの略称

(3) 大会愛称

令和９年度全国高等学校総合体育大会開催都県（以下「開催都県」という。）が定めたもの。

(4) スローガン

開催都県が定めたもの。

(5) シンボルマーク

開催都県が定めたもの。

2 使用基準（東京都）

使用目的及び使用機関・団体等	許可手続
1 次に掲げる機関及び団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報及び報道の目的に使用する場合 (1) 東京都高等学校体育連盟 (2) 東京都高校生活動推進委員会 (3) (公財) 東京都スポーツ協会 (4) 東京都関係競技団体 (5) 地方公共団体 (6) 報道機関 (7) その他、公的機関に準ずる機関で東京都教育委員会教育長又は会長が認めるもの 2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合 3 関係機関・団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合	不 要
4 販売に供される物品等に使用する場合 5 商業宣伝のための広告類等に使用する場合	必要 別途全国高等学校体育連盟に申請書(全国高体連HPからダウンロード)を提出し、その承認を得ることも必要